

資料 3 大学病院に関する進捗状況について

大学病院の建設に関する支援方針
(改訂版素案)

素案抜粋

初版：平成27年03月

改訂版素案：平成28年10月

岡崎市保健部保健総務課

目次

1	はじめに	2
2	これまでの主な経緯	3
3	基本協定の締結、最終協定の締結	12
4	将来人口推計	21
5	地域保健医療計画、医療圏、地域医療構想	34
6	基準病床数・既存病床数	39
7	病院・診療所	44
8	医師数	46
9	看護師数	50
10	救急医療体制	55
11	災害医療体制	80
12	課題の整理及び大学病院への期待	82
13	支援方針	84
14	おわりに	88

2 これまでの主な経緯(平成 23 年 3 月～平成 28 年 10 月)

●平成 23 年 3 月

- ・愛知県が県内の 2 次医療圏を 12 ブロックに再編。新たに、岡崎市と幸田町を構成自治体とする「西三河南部東医療圏」が誕生。
- ・愛知県が県地域保健医療計画を改訂。計画期間＝平成 23～27 年度。
計画書に記載の圏域基準病床数(一般病床＋療養病床)＝2,860 床。
圏域既存病床数(一般病床＋療養病床)＝2,176 床。
整備可能病床数(基準病床数－既存病床数)＝684 床(2,860 床－2,176 床)。
- ・県地域保健医療計画の改訂に合わせて、愛知県が県下の 2 次医療圏(12 ブロック)の医療圏保健医療計画を改訂。岡崎市と幸田町で構成する西三河南部東医療圏においても、初の圏域保健医療計画が策定された。

●平成 24 年 5 月

- ・愛知県が、平成 24 年 3 月末現在における県内 2 次医療圏の既存病床数を公表。
圏域基準病床数(一般病床＋療養病床)＝2,860 床。
既存病床数＝2,383 床。
整備可能病床数(基準病床数－既存病床数)＝477 床(2,860 床－2,383 床)。

●平成 24 年 6 月

- ・南部市民センター分館において、岡崎駅南土地区画整理組合第 2 回総会が開催される。岡崎駅南まちづくり委員会から報告を受けた「まちづくりゾーニング案」を取り入れ、事業地内の中央部に生活支援ゾーンを設け、『医療施設などを配置(誘致)すること』を内容とした換地設計の基本方針が決定された。

●平成 24 年 8 月

- ・岡崎市医師会主催の下、岡崎市・幸田町・岡崎市医師会等が参加して、岡崎幸田医療懇話会を開催。病床や救急医療体制の不足等への対応を協議する中で、新たに事業者向けリーフレットを作成し、病院建設を目指す民間事業者へ働きかけることなどが提案された。また、翌 9 月には、岡崎市と岡崎市医師会が共同でリーフレットの作成に着手。その後、リーフレットの初版を平成 25 年 4 月に発行。保健所などを訪問する民間事業者への配布を開始。

●平成 25 年 3 月

- ・愛知県が県地域保健医療計画の一部を改訂。国の方針に基づき、計画の柱である疾病分類について、これまでの 4 疾病(がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病)から 5 疾病(精神疾患を追加)に再編。他にも、東日本大震災の教訓を活かし、災害医療分野の充実が図られた。(計画期間＝平成 25～29 年度)

●平成 25 年 5 月～6 月

- ・岡崎市医師会から「豊明市で大学病院を経営する学校法人藤田学園が、新病院の建設候補地として岡崎市南部に関心を持っている」との情報が岡崎市に寄せられる。
- ・本市はこれを受けて、地域の医療課題や地域が望む病院像などについて藤田学園への説明を重ね、本市への病院建設(救急医療に対応できる病院の建設)を打診。以降、医師会の協力を得ながら、藤田学園との協議を重ねました。

●平成 25 年 5 月

- ・民間資本による新たな病院整備を目指して、岡崎市と岡崎市医師会が共同でリーフレット「岡崎市内への病院建設を検討中の事業者の皆様へ」を作成・発行。藤田学園以外にも岡崎市への進出を検討している民間事業者がいないか、調査を継続。

●平成 25 年 5 月

- ・愛知県が平成 25 年 3 月末現在における県内 2 次医療圏の既存病床数を公表。
圏域基準病床数＝2,860 床。
既存病床数＝2,402 床。
整備可能病床数(基準病床数－既存病床数)＝458 床(2,860 床－2,402 床)。

●平成 25 年 10 月

- ・リーフレット「岡崎市内への病院建設を検討中の事業者の皆様へ」を一部改訂。平成 25 年 10 月版として発行。

●平成 26 年 3 月

- ・前年度に実施した県地域保健医療計画の改訂に続いて、愛知県が各 2 次医療圏(全 12 ブロック)の保健医療計画の一部を改訂。岡崎市・幸田町で構成する西三河南部東医療圏においても、医師会等の協力を得ながら計画の一部を改訂。

●平成 26 年 4 月

- ・リーフレット「岡崎市内への病院建設を検討中の事業者の皆様へ」を一部改訂。平成 26 年 4 月版として発行。※実質、これが最後の発行となる。

●平成 26 年 5 月

- ・愛知県が平成 26 年 3 月末現在における各 2 次医療圏の既存病床数を公表。
圏域基準病床数＝2,860 床。
既存病床数＝2,292 床。
整備可能病床数(基準病床数－既存病床数)＝568 床(2,860 床－2,292 床)。

●平成 26年 5月

- 5月29日、岡崎市役所において、内田市長、小野藤田学園理事長、高木岡崎駅南土地区画整理組合理事長が出席し、岡崎駅南土地区画整理事業地内への大学病院建設に関して協定を締結。三者による記者会見を開催。

※記者会見の内容については、市ホームページに掲載しています。



写真左から、小野理事長(藤田学園)、内田市長、高木理事長(岡崎駅南土地区画整理組合)

●平成 26年 6月

- 岡崎市議会(6月定例会議会)の一般質問において、内田市長が協定締結に至るまでの経緯及び今後の取り組み等について説明しました。

※質問・答弁の内容については、市ホームページに掲載しています。

●平成 26年 7月

- 岡崎市ホームページに特集コーナー「新病院(大学病院)の整備支援に関する情報」を作成・公開。取り組みの進捗についての情報提供を開始。

※このホームページは、大学病院の開院まで継続していく方針です。

岡崎市ホームページ「新病院(大学病院)の整備支援に関する情報」



●平成 26 年 7 月

- ・平成 26 年度岡崎市地域保健推進協議会(主催⇒岡崎市保健所)において、岡崎市医師会長や岡崎市民病院長などの地域医療関係者に対して、大学病院建設に向けた基本協定締結の経緯や今後の取り組み方針などを説明し、会議出席者との情報共有・意見交換を行いました。

※会議録や意見の内容は、市ホームページに掲載しています。



●平成 26 年 7 月

- ・平成 26 年度岡崎幸田救急医療対策協議会(主催⇒愛知県西尾保健所)において、地域医療関係者に対して大学病院建設に向けた基本協定締結の経緯や今後の方針などを説明し、地域医療分野の有識者との情報共有・意見交換を行いました。

※会議録や意見の内容は、市ホームページに掲載しています。



写真：岡崎幸田救急医療対策協議会

●平成 26 年 9 月

- ・岡崎市議会(9月定例会)の一般質問において、内田市長が大学病院の建設支援に関して「できる限り早い時期に市の支援方針をとりまとめた」との方針を表明しました。
※質問・答弁の内容については、市ホームページに掲載しています。

●平成 26 年 12 月

- ・岡崎市議会(12月定例会)の一般質問において、内田市長が大学病院の建設支援に関して「市の支援としては、病棟建設費・医療機器購入費に対する財政支援を検討している。また、市の財政負担の平準化を図るために新たな基金の設置を行いたい」との方針を表明しました。加えて、病院用地に関する支援として「大学病院の整備は進めつつ、藤田学園による用地取得時期を遅らせることができないか、手立てを模索中」との答弁も行いました。
※答弁内容については、市ホームページに掲載しています。

●平成 27 年 1 月

- ・本市が作成した「大学病院の建設に関する支援方針(素案)」に対するパブリックコメントを実施。

●平成 27 年 2 月

- ・愛知県西尾保健所所管「平成 26 年度第 2 回西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議」において、地域医療関係者に本市が作成した「大学病院の建設に関する支援方針(素案)」を説明。圏域医療関係者との情報共有・意見交換を行いました。
- ・愛知県西尾保健所所管「平成 26 年度第 2 回岡崎幸田救急医療対策協議会」において、地域医療関係者に本市が作成した「大学病院の建設に関する支援方針(素案)」を説明。情報共有・意見交換を行いました。



写真：岡崎幸田救急医療対策協議会

●平成 27 年 2 月

- ・本市が作成した「大学病院の建設に関する支援方針(素案)」に対するパブリックコメント実施結果を公表。

提出のあった意見⇒23人(個人 23・団体 3)、50件。

(主な内訳)

- 市の支援内容に関する意見・要望=8件
- 大学病院の機能や診療科等に関する意見・要望=21件
- 駐車場・バス路線・道路整備等に関する意見・要望=9件
- 医療従事者確保、待遇改善に関する意見・要望=8件
- 市民病院の負担軽減に期待する旨の意見・要望=4件 計 50件

●平成 27 年 3 月

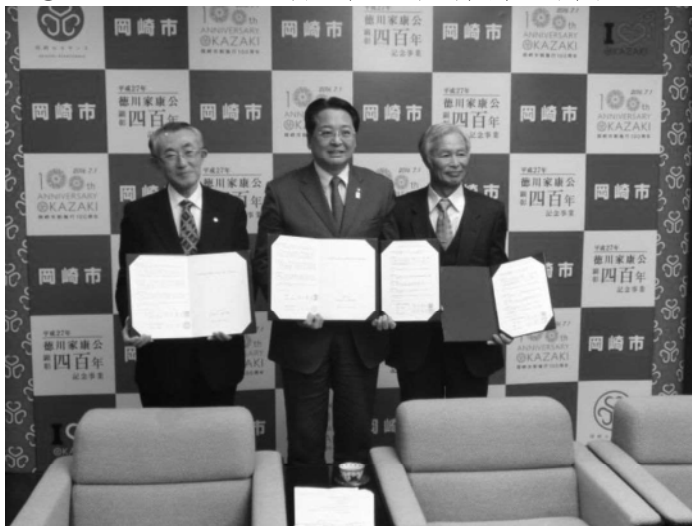
- ・「大学病院の建設に関する支援方針」を公表。
- ・3月市議会において、岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金設置条例を制定。
- ・3月市議会において、同基金への積立金 5億円を、平成 28 年度当初予算に計上。

●平成 27 年 3 月

- ・3月 27 日、岡崎市と藤田学園が大学病院の建設に関する協定(最終協定)を締結。

(協定の主な内容)

- ①緊急な入院や手術に対応できる 2 次救急医療を 24 時間 365 日体制で実施すること。
- ②一般病床 400 床規模とすること。
- ③災害時への協力。
- ④市は藤田学園に対して財政支援を行うこと。
- ⑤土地は市が一旦取得し、10 年間、藤田学園に無償で貸与すること。



写真左から、小野理事長(藤田学園)、内田市長、高木理事長(岡崎駅南土地地区画整理組合)

●平成 27 年 4 月

- ・岡崎市が第六次総合計画後期基本計画(計画期間は、平成 27～32 年度の 6 年間)を公表。大学病院の建設支援に関しては「重点プロジェクト 2 安全安心プロジェクト」で記載。併せて、分野別計画において、救急医療体制の充実について記載しました。

●平成 27 年 5 月

- ・愛知県が平成 27 年 3 月末現在における各 2 次医療圏の既存病床数を公表。
圏域基準病床数=2,860 床。
既存病床数=2,284 床。
整備可能病床数(基準病床数-既存病床数)=576 床(2,860 床-2,284 床)。

●平成 27 年 5 月

- ・岡崎市医師会において岡崎幸田医療懇話会を開催。大学病院建設への支援や病院建設後の地域医療体制などについて地域関係者が意見交換。出席=医師会、岡崎市、幸田町、岡崎市民病院、県がんセンター愛知病院。

●平成 27 年 7 月

- ・岡崎幸田救急医療対策協議会を開催。平成 26 年度における救急医療利用データの分析を始め、大学病院が担う救急医療などに関して情報共有・意見交換。出席=岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会、岡崎市、幸田町、岡崎市民病院、岡崎市消防、幸田町消防ほか。



写真：岡崎幸田救急医療対策協議会

●平成 27 年 8 月

- ・岡崎市と幸田町が新病院の整備支援に向けた覚書を締結。内田市長と大須賀町長が協定書に署名し、両市町で大学病院の建設及び救急事業への財政支援を行う旨を表明。なお、両市町の負担割合については工事着工前までに事務協約を締結することとしました。



写真左から、大須賀町長(幸田町)、内田市長

●平成 27 年 9 月

- ・9月市議会において、岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金への積立金 5 億円を、補正予算に計上。補正予算可決により、平成 27 年度の基金積立額は 10 億円になりました。
- ・9月市議会において、内田市長が「市南部や幸田町においては、救急車の 3 割～4 割が医療圏内の病院に搬送できずに、安城・西尾・蒲郡などの病院のお世話になっている。課題解決のためにも幸田町と連携し、大学病院の誘致を前進させたい」との方針を述べました。

●平成 27 年 11 月

- ・岡崎市医師会において、今年度 2 回目となる岡崎幸田医療懇話会を開催。藤田学園が同懇話会に初めて参加し、同学園が策定中の大学病院基本構想について進捗を報告し、地域医療関係者と意見交換を実施。出席＝医師会、岡崎市、幸田町、岡崎市民病院、県がんセンター愛知病院、藤田学園。

●平成 27 年 12 月

- ・12月市議会の一般質問において、地域医療構想の進捗や大学病院等への影響に関する質問があり、保健所長等が答弁しました。

●平成 28 年 2 月

- ・岡崎市役所において、大学病院に関する懇談会を開催。藤田学園が策定中の大学病院基本構想について進捗をお聞きし、地域関係者とともに情報共有・意見交換を行いました。出席＝岡崎市、幸田町、岡崎市医師会、藤田学園。

●平成 28 年 3 月

- ・3 月市議会において、岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金への積立金 10 億円を平成 27 年度補正予算として計上。これにより、積立額は総額 20 億円となりました。なお、運用利息を含めた平成 27 年度末における基金保有総額は、20 億 90 万 8890 円となりました。
- ・3 月市議会において、岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金への積立金 5 億円を平成 28 年度当初予算に計上。これにより、積立額(利息を除く)の累計は、25 億円となる見通しです。

●平成 28 年 3 月

- ・愛知県が 5 年ぶりに、県下 12 医療圏の基準病床数を見直し。岡崎市・幸田町で構成する西三河南部東医療圏の基準病床数は、2,860 床→2,950 床(①)へ増床。2,950 床に対する既存病床数は、平成 28 年 3 月末現在で、2,235 床(②)。差引整備可能病床数(①－②)は、715 床。

●平成 28 年 6 月

- ・6 月市議会の一般質問において、内田市長が大学病院の基本構想などについて、説明しました。詳しくは、新病院誘致に関する市のホームページに掲載しています。

●平成 28 年 7 月

- ・岡崎市地域保健推進協議会において、市の支援方針(改訂版)や、50 億円を上限とする補助方針などについて説明し、地域関係者への情報提供並びに意見交換を行いました。

●平成 28 年 8 月

- ・岡崎幸田救急医療対策協議会を開催。会議では、市の支援方針(改訂版)の内容や、市が検討中の補助制度などについて説明し、地域関係者への情報提供並びに意見交換を行いました。

13 支援方針

岡崎市は、学校法人藤田学園が岡崎駅南土地区画整理事業地内で進める大学病院の整備に対して、本市並びに西三河南部東医療圏における救急医療体制の充実を目指して、次の(1)から(4)に掲げる方針に基づき、市の役割に応じた適切かつ効果的な支援に努めます。

(1) 大学病院の建設・運営に関する各種協議・調整への支援【保健部・都市整備部】

- ア 岡崎市は、地域における大学病院の役割・機能を始め、岡崎市民病院及び地域の病院等との機能分担、岡崎市民病院の負担軽減、さらには地域における医療従事者確保に向けた取り組み等に関して、藤田学園、医師会、岡崎市民病院、地域の病院、愛知県、幸田町、消防機関等との連携を推進し、必要な調整・助言に努めます。【保健部】
- イ 岡崎市は、大学病院の建設及び運営等に関して、医療法を始めとする医療に関する法令等に基づき、適正な指導・助言に努めます。【保健部(保健所)】
- ウ 岡崎市は、大学病院の建設に関して、藤田学園と岡崎駅南土地区画整理組合等との連携・協議・調整が円滑に進むよう、必要な調整・助言に努めます。【都市整備部】
- エ 岡崎市は、大学病院建設予定地周辺のまちづくり全般に関して、藤田学園と地元市民等との連携・協議・調整が円滑に進むよう、必要な調整・助言に努めます。【都市整備部】

(2) 大学病院の建設に関する財政支援等【保健部】

ア 基本的な考え方

岡崎市は、大学病院の「病棟整備」「医療機器等整備」に必要な費用の一部について、本市並びに西三河南部東医療圏における救急医療体制の確保と充実を目的として、当医療圏の構成自治体である幸田町と連携し、行政の役割に応じた適切かつ効果的な財政支援を行い、大学病院の建設を支援していきます。

- ※病棟整備に必要な費用の例・・・建設費、設備費、附帯工事費、施工監理費他
- ※医療機器等整備に必要な費用の例・・・医療機器、システム導入、患者用ベッド他

イ 新たな補助制度の検討

岡崎市は、上記アの実現に向けて、新たな補助制度を検討していきます。また、市民生活に欠くことのできない救急医療体制の確保と充実を目的とする新たな補助制度を、市を挙げた取り組みとして推進するために条例化し、市民の皆様の協力・賛同を得ながら大学病院への財政支援を進めていきたいと考えています。

ウ 補助率

新たな補助制度では、この制度が「救急医療体制の確保と充実」に主眼を置いていることを踏まえて、一定の補助率を適用していく方針です。

具体的には、岡崎市補助金交付基準に基づき、2分の1以下の補助率を前提としつつ、これに加えて、新たに建設される大学病院と同じく市内で唯一、救急医療を24時間365日体制で実施している岡崎市民病院の「救急患者入院率」を参考に、適正な補助率の適用に努め、大学病院の整備に要する費用のうち、救急医療体制の整備に要する費用についてのみ市が支援する仕組み(制度)を検討していきます。

(補助率の検討1) 市の基準に沿い、補助率は2分の1以下とすること。

岡崎市補助金交付基準(平成26年制定)より抜粋

4 補助率及び補助単価の適正化

(2) 補助率は、原則として補助対象経費の2分の1以下とし、市が担うべき役割の程度に応じて設定するものとする。

(補助率の検討2) 上記検討1に加えて「市が担うべき役割の程度」に応じた補助率を検討し、採用すること。

前述のとおり、大学病院への財政支援の目的(市が担うべき役割)については「救急医療体制の確保と充実」と位置付けています。この考えに沿い、新たな補助制度では、病院における救急患者入院率(新規入院患者のうち、救急により入院した患者の割合)に着目した補助率を検討しています。

(救急患者入院率の求め方)

- ・年間の新規入院患者のうち、救急により入院した患者・・・【①】
- ・年間の新規入院患者総数・・・【②】
- ・【①】÷【②】＝救急患者入院率

(参考 岡崎市民病院における最近の救急患者入院率)

- ・平成25年度 6,658人【①】÷15,745人【②】＝42.3%
 - ・平成26年度 6,943人【①】÷15,801人【②】＝44.0%
 - ・平成27年度 6,896人【①】÷15,859人【②】＝43.5%
- 3年平均＝43.2%⇒約43%

※大学病院の正確な救急患者入院率は未定ですが、救急患者の受入数が多い岡崎市民病院の率を著しく上回ることは無いものと推定しています。

エ 補助上限額

岡崎市が交付する補助金には、一定の補助率を適用するとともに、補助金の上限額を設定していく方針です。上限額については、この補助制度が「救急医療体制の確保と充実」に主眼を置いていくことを踏まえて、下の試算結果から50億円を軸に検討していきます。

(上限額) 50億円 ※岡崎市と幸田町の財政支援を合わせた額

(考え方) (A) : 81 m²(1床あたり延床面積)

最近の建築費高騰のきっかけとなったとされる東日本大震災以降(2011～2015年の5年間)で、全国に建設された100床以上500床未満の病院(いわゆる中規模病院。サンプル数は全国135施設)における病床1床あたりの平均延床面積を調査しました。

(B) : 400床

大学病院の計画病床数=400床

(C) : 36万円

公立病院建設に係る国の地方交付税措置単価=1 m²あたり36万円以下
(単価は平成28年度)

↓

★(A)×(B)×(C) ≒ 400床規模の標準的な病院の建設費 ≒ 116.64億円(1)

★市補助率(上記ウで試算) ≒ 43%(2)

★補助上限額 = (1)×(2) ≒ 50.15億円 ≒ 50億円

※大学病院の整備にかかった実際にかかる費用(病棟+医療機器等)が116.64億円を下回った場合は、その額(実際にかかった額)に補助率(≒43%)を乗じて得た額が補助額となる仕組みを検討していきます。

オ 補助制度を制定する時期

新たな補助制度を制定する時期については、平成27年3月に締結した協定に基づき、藤田学園が岡崎市保健所に病床整備計画書を提出する時期に合わせて行う予定です。

カ 幸田町との連携

平成27年8月、岡崎市と幸田町は、「大学病院の整備等支援に関する覚書」を締結しました。この覚書は、医療圏南部地域における救急医療体制の充実を目指して、大学病院建設に対する財政支援を岡崎市と幸田町が共同で行うことを約束したものです。

なお、両市町の負担割合については、医療圏外への救急搬送割合が高く、また、比較的大学病院の建設地に近い医療圏南部における岡崎市と幸田町の人口比率をもとに、大学病院の建設工事着工までに両市町で協議を整えていく、事務協約を締結する計画です。

キ 岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金の創設・活用

岡崎市は、平成27年3月市議会において、新たに「岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金条例」を制定しました。

この基金は、大学病院の整備支援に対する財源の一部として積み立てるもので、将来的な市の財政負担の集中を避けることを目的としています。

また、基金の積立目標額については、大学病院の建設支援には少なくとも40億円以上が必要との見通しのもと、当面の積立目標額を40億円と定め、平成27年3月に公表した支援方針にこの考え方を記載しました(現在も、この考え方に変更はありません)。

なお、平成27年度末現在の基金保有額は、運用利息を含めて、20億90万8,890円となっています。市では、引き続き、計画的な積立に努めていきます。

※用語の定義・・・「救急医療拠点施設」とは、緊急な入院や手術に対応できる救急医療を常時(毎日 24 時間体制)提供する民間病院を指します。

(参考)

○岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金条例(平成 27 年 3 月 26 日条例第 16 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条の規定に基づき、救急医療拠点施設整備支援に要する事業費に充てるため、救急医療拠点施設整備支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度、予算の定めるところによる。

(現金の管理)

第 3 条 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上し、基金に受け入れるものとする。

(基金の一部の処分)

第 5 条 市長は、救急医療拠点施設整備支援に要する事業費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(規則への委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

③ 病院用地の確保に関する支援【保健部】

大学病院の用地の確保については、最終的には藤田学園が取得・管理していくことを前提として、交渉段階における藤田学園の要請に基づき、藤田学園の初期投資の軽減に資する支援を行っていく方針です。

具体的には、平成 27 年 3 月に締結した協定に記載のとおり、①病院用地は市が一旦、岡崎駅南土地区画整理組合から取得すること、②市が病院用地を取得した後は、10 年間、藤田学園に無償で土地を貸与すること、③10 年後、藤田学園が岡崎市から病院用地を購入すること、を支援の柱としています。

なお、市が病院用地を取得する時期については、岡崎駅南土地区画整理組合の売却準備が整う平成 29 年度に行う方向で準備・調整を進めていきます。

〔4〕 大学病院が行う救急医療事業の運営に対する財政支援【保健部】

岡崎市は、大学病院が行う救急医療事業の運営を支援するために、その運営費の一部について、予算の範囲内で適切かつ効果的な財政支援を行う方針です。このことは、平成 27 年 3 月に締結した協定にも明記しています。

また、同様の補助金として、市内の民間病院に交付している病院群輪番制病院補助金があります。加えて、既存の病院群輪番制病院補助金は、岡崎市と幸田町が共同で交付していることから、大学病院への同種の補助金の交付に関しても、両市町が共同して進めていく方針です。

なお、救急医療事業の運営に対する財政支援については、大学病院の開院までに必要な規程等を整備することとし、当面は本市及び西三河南部東医療圏における今後の救急医療体制の協議・検討や、財政支援に関する他都市事例などの調査に努めていく予定です。

14 おわりに

「平成 26 年 5 月の協定(いわゆる基本協定)」及び「平成 27 年 3 月の協定(いわゆる最終協定)」では、いずれも大学病院の開院目標を平成 32 年 4 月と定めています。

また、順調に進めば、平成 28 年度には藤田学園が病床整備計画の提出を、平成 29 年度には藤田学園が病院開設許可申請などを行う予定となっており、平成 30 年度の大学病院建設着工に向けた具体的な準備が進んでいきます。

岡崎市は、すでに締結した二つの協定とこの支援方針をもとに、大学病院の整備支援が「岡崎市の未来への支援」、「医療を必要とする市民のための支援」、「地域医療全体の発展に資する支援」となるよう、地域医療関係者を始めとする関係機関との連携・協力の下、必要な取り組みを進め、将来にわたり市民の皆様の生命と健康を守り続けてまいります。

引き続き、大学病院への市の支援に関して、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

(担当)

岡崎市保健部保健総務課

地域医療施策推進班

(岡崎げんき館 2 階)

電話 0564-23-6990

FAX 0564-23-5041

Mail hokensomu@city.okazaki.lg.jp